

令和 2 年 度

健全化判断比率審査意見書
及び資金不足比率審査意見書

田 辺 市 監 査 委 員

田 監 委 第 62 号
令和 3 年 9 月 2 日

田辺市長 真砂 充敏 様

田辺市監査委員 山本 紳次

田辺市監査委員 佐井 昭子

令和 2 年度決算に係る健全化判断比率審査意見書及び資金不足
比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項
の規定により、令和 2 年度決算に係る健全化判断比率、資金不足比率及び関係
書類を審査したので、その意見を次のとおり提出します。

健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和2年度決算に基づき算定した健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月5日から令和3年8月20日

第3 審査の方法

市長から提出された令和2年度決算に基づき算定した健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係証拠書類と照合点検し、内容を検討するとともに算定過程等に誤りがないかなどについて審査を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された令和2年度決算に基づき算定した健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

単位：％

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和2年度	—	—	8.8	—
令和元年度	—	—	8.7	—
平成30年度	—	—	8.1	—
早期健全化基準	12.15	17.15	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字が生じていないことを示す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

実質赤字になっておらず、良好と認められる。

なお、早期健全化基準は12.15%、財政再生基準は20.00%となっている。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字になっておらず、良好と認められる。

なお、早期健全化基準は17.15%、財政再生基準は30.00%となっている。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は8.8%（前年度8.7%）で、前年度より0.1ポイント上昇しているが、地方債の発行に必要な県知事の許可基準18%を下回っている。

なお、早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%となっている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は算定されず（前年度算定されず）、良好と認められる。

早期健全化基準の350.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特になし。

資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和2年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月5日から令和3年8月20日

第3 審査の方法

市長から提出された令和2年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係証拠書類と照合点検し、内容を検討するとともに算定過程等に誤りがないかなどについて審査を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された令和2年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

単位：千円

会計の名称 / 項目	2年度資金不足比率(%)	元年度資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)	備考 (事業規模)
水道事業会計	—	—	20.0	1,418,554
特定環境保全 公共下水道事業会計	—	—		11,707
農業集落排水事業特別会計	—	—		100,635
林業集落排水事業特別会計	—	—		1,600
漁業集落排水事業特別会計	—	—		15,144
戸別排水処理事業特別会計	—	—		3,664
分譲宅地造成事業特別会計	—	—		151,482

(注) 資金不足比率の「—」は、資金不足が生じていないことを示す。

2 個別意見

水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、林業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、戸別排水処理事業特別会計及び分譲宅地造成事業特別会計の全てについて、資金不足になっておらず良好と認められる。

3 是正改善を要する事項

特になし。